

国の規制改革についてニセコ町から国へ提案した内容(平成19年6月18日提出)

実現希望区分	要望事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	根拠法令等	制度の所管・関係官庁	提案主体名	その他(特記事項)
2 全国	果実酒の製造及び提供に関する規制の緩和	<p>宿泊施設、飲食店等において、自家製造した果実酒(焼酎等の酒に果実、氷砂糖等を漬け込んだもの)を自己の営業の場において無償または有償を問わず飲用に供する場合、酒税法における製造免許を不要とするなど規制の対象外(特例等)として扱えるよう、関係法令の改正または法令の弾力的運用を行い、消費の実態にあわせ特色ある果実酒を広く楽しめるよう規制緩和すべきである。</p>	<p>宿泊事業者等が自家製果実酒を宿泊客らに提供することは酒税法違反とされており本町でも問題となったが、この課題は広く社会一般に関係するため、以下の理由等から左記の規制改革を求めるものである。</p> <p>&lt;提案理由&gt;</p> <p>①果実酒の製造は既に販売された酒に果実を漬け込むものであり、新たに酒を造るという認識が一般になく、酒税法上の「みなし製造」として扱われることに対しても広く理解が得られていない。</p> <p>②全国でも同様のサービスを行っている宿泊事業者等が多く存在し、こうした実態は社会通念上からも広く認知、理解されている。</p> <p>③果実酒の製造と提供は地域資源としても認識され、観光振興など特色ある地域づくりへの意義も大きい。</p> <p>④宿泊事業者等に限らず、自家製果実酒を自家消費以外に知人等へ提供することも一般化しており、酒税法による果実酒に対する規制のあり方そのものが社会経済にそぐわなくなっている。</p> <p>⑤自己の営業の場で消費する程度の果実酒の製造と提供が、酒税法の目的趣旨や酒類の製造販売体系に悪影響を及ぼすことは考えられない。</p> <p>&lt;改革の効果&gt;</p> <p>①宿泊事業者等の創意工夫による産業振興、地域活性化</p> <p>②果実酒の消費実態に合った法令運用の改善</p>	酒税法第7条(酒類の製造免許)、同法第43条(みなし製造)等	財務省(国税庁)	ニセコ町	<p>【添付資料:新聞記事】参考資料1~4(ニセコ町所在のペンションが自家製果実酒を宿泊客らに有償で飲用提供していたことが酒税法違反として問題とされ、同ペンションの「売り」として親しまれてきたサービスの中止が驚きと波紋を広げている)</p> <p>【その他特記事項】本事案の他、営業を伴わない自家消費の延長にある果実酒の製造及び他者への提供についても一般に広く行われており、本件と同様の問題として扱っていく必要がある。</p>